基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年九月七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年十月十四日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年八月二十三日

長野県松本市大字和田六五三三番地五
株式会社日本ティーエムアイ
代表取締役　西松　明広

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年八月二十二日開催の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の特別決議に基づき、定款を変更して同日現在において発行済の当社普通株式につき株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定めを設けることとし、これを全部取得条項付株式と名付けることにいたしましたので公告します。なお、効力発生日は平成二十三年九月二十七日です。

平成二十三年八月二十三日

大阪府高槻市玉川三丁目一番五号
カネトミ商事株式会社
代表取締役　乾　富彦

全部取得条項付種類株式取得につき株券提出公告

当社は、平成二十三年八月二十二日開催の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の特別決議に基づき、全部取得条項付種類株式の全て（自己株式を除きます。）を取得することにいたしましたので、該当株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年九月二十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年八月二十三日

大阪府高槻市玉川三丁目一番五号
カネトミ商事株式会社
代表取締役　乾　富彦

限定承認公告

本籍東京都千代田区麹町二丁目三番地四、最後の住所東京都杉並区荻窪三丁目一九番一五号

被相続人　亡　筒井　修

右被相続人は平成二十二年六月十九日死亡し、その相続人は平成二十三年八月十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十三日

東京都杉並区荻窪三丁目一九番一五号
限定承認者　筒井　邦子

限定承認公告

新潟市北区松浜本町一丁目三六四四番地四七、最後の住所新潟市北区松浜本町一丁目一四番二号

被相続人　亡　田邉　桝穂

右被相続人は平成二十三年三月二十九日死亡し、その相続人は平成二十三年八月十日新潟家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十三日

新潟市北区松浜本町一丁目一四番二号
相続財産管理人　田邉　隆征

限定承認公告

本籍岡山県浅口市金光町占見二一九三番地、最後の住所岡山県浅口市金光町占見一三七番地四

被相続人　亡　髙橋　貴志

右被相続人は平成二十三年五月二十五日死亡し、その相続人は平成二十三年八月十日岡山家庭裁判所玉島出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十三日

岡山県浅口市金光町占見一三七番地四
相続財産管理人　髙橋　美加

限定承認公告

本籍福岡県北九州市小倉北区原町二丁目七八〇番地、最後の住所福岡県北九州市小倉南区下城野三丁目三番一六号

被相続人　亡　伊藤　徹

右被相続人は平成二十二年九月十四日死亡し、その相続人は平成二十三年八月九日福岡家庭裁判所小倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十三日

福岡県北九州市小倉南区城野四丁目三番八―三〇五号
限定承認者　伊藤真奈実

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十五億五千五百万円減少し、また優先出資三万千百口を一口につき金五万円をもって消却することに致しました。消却に要する金額は金十五億五千五百万円です。

効力発生日は平成二十三年九月二十八日を予定しており、社員総会の決議は平成二十三年八月二十二日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年九月十日
掲載頁　九十三頁（号外第一九二号）

平成二十三年八月二十三日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号
釧路特定目的会社
取締役　野坂　照光

正誤

平成二十三年六月三十日（号外第百四十二号）公布財務省令第三十号（法人税法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
二〇五		終りから二	適用に係る	適用を受ける
二一五		〃　二	適用に係る	適用を受ける連結法人に係る
二三四		別表十㈢の表中	認定研究開発事業法人又は認定統括事業法人としての認定を受けた日	研究開発事業計画又は統括事業計画の認定を受けた日
〃		〃	Ⅱ　認定研究開発事業法人等の認定を取り消された場合	Ⅱ　認定研究開発事業計画等の認定を取り消された場合
〃		〃	認定の取消日	認定研究開発事業計画又は認定統括事業計画の認定の取消日
二三五		一三	（大法人（普通法人	（普通法人
〃		一五	会社をいう。）以外	会社以外

（印刷誤り）

ページ	段	行	誤	正
一九二		七	税　額「30」「30」(5)」」を	税　額「30」「30」(5)」」を
二二六		五	規定により（平成23年	規定により平成23年
二三〇		三	「所　得	「所　得

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月二十三日付第一八三号　九六ページ●同日付政府調達第一五八号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月　一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体　一三〇円）（配送料別）